

給与勧告等の要旨

平成21年10月6日
福井県人事委員会

本年の給与勧告等のポイント

- 月例給、ボーナス（期末・勤勉手当）ともに引下げ改定
平均年間給与 15.1万円（2.4%）
- 職員給与が民間給与を上回る較差（0.25%）を解消するため、月例給を引下げ
～ 給料月額引下げ、自宅に係る住居手当の支給月額引下げ
- 期末・勤勉手当の引下げ（0.35月分）

1 公民の給与較差等に基づく給与改定

(1) 公民給与の比較

- 企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所359事業所のうち、無作為に抽出した102事業所を対象に調査し、民間と職員（行政職）の4月分給与をラスパイレース方式で比較（職種、役職段階、年齢、学歴が同じ者同士を比較）

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
376,775円	377,703円	928円(0.25%)

- ボーナスの民間の支給割合（昨年冬+本年夏）4.13月（職員の支給月数4.5月）

(2) 給与改定の内容

ア 月例給

行政職一人当たり平均で、次の引下げを行う。

給料月額：748円、住居手当：151円、はね返り分：16円

(ア) 給料表

- a 行政職給料表 平均して0.2%の引下げ改定
(初任給を中心とした若年層は引下げなし、7級以上は0.1%上乘せして引下げ)
- b その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定(医療職給料表(一)を除く。)
- c 給与構造改革の給料水準引下げ(平成18年度施行)に伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、0.27%の引下げ

(イ) 住居手当

自宅に係る住居手当の支給月額を引下げ 3,000円 2,500円

- イ 期末・勤勉手当(ボーナス) 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.5月分 4.15月分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
21年度 期末手当	1.25月(支給済)	1.5月(現行1.6月)
勤勉手当	0.7月(支給済)	0.7月(現行0.75月)
22年度 期末手当	1.25月	1.5月
以降 勤勉手当	0.7月	0.7月

本年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.2月分)は引下げ分の一部に充当

ウ 実施時期等

この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施。なお、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間で解消するため、所要の調整措置を講じる。

2 <報告> その他の給与関係事項

(1) 給与構造の改革

- ・平成18年度に新設された地域手当について、国家公務員との均衡を考慮し、引き続き県外勤務地等における支給割合を改定
- ・新たな人事評価制度を実施するとともに、勤務実績の給与への適正な反映に努めていくことが必要

(2) 教員給与制度等

教員給与制度のあり方については、現在、文部科学省等において見直しが行われており、本県においても、他の都道府県の取組等を踏まえ、引き続き適切に対応することが必要

3 <報告> 給与以外の勤務条件

(1) 適正な勤務時間の確保

ア 職員の勤務時間

本年4月、国家公務員の勤務時間が1日7時間45分、1週38時間45分に改定され、他の都道府県も同様の勤務時間の短縮を実施しつつある中、本県においても、他の都道府県の動向を踏まえ、勤務時間の短縮を図っていくことが必要

イ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮を実現するためには、任命権者における超過勤務縮減運動等の取組、職員自身のタイムマネジメント意識・コスト意識の徹底、職場管理者における業務の進捗状況等の把握などが必要

(2) 能力・実績に基づく人事管理

地方公務員法の改正の動向を注視するとともに、本県においても新たな人事評価制度を実施し、能力・実績に基づいた人事管理を推進していくことが必要

(3) 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができるような勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率を向上させることにもつながるものであり、ますます重要
- ・国の動向および地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に係る動向に留意しながら、育児休業等の取得要件の緩和等について、適切に対応していくことが必要

(4) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して公的サービスを効率的かつ的確に提供するという観点からも重要

(5) 公務員倫理の確保

職員一人ひとりが、法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努めるとともに、公務の執行者たる責務を再認識し、県民の信頼と期待に応えるという強い使命感を持って、全力で職務に精励していくことが必要

(6) 公務員制度改革について

公務員の高齢期の雇用問題や労働基本権のあり方についての国における検討の動向を注視し、適切に対応していくことが必要